

軽度者に対する車いすや介護ベッドなどの貸与

(2007年9月1日現在)

市町村名	実施状況
1 名古屋市	2007年4月から、医師の所見など一定の条件に該当する場合にも対象者とする基準緩和がはかられた。制度の趣旨を踏まえた適正な運用に努めて参りたいと考えている。
2 豊橋市	福祉用具利用者の身体状況等を勘案し、必要な方については継続して貸与の取り扱いをしており、状況を見放した一律的な引上げはないものと認識しております。また、申請は、本人の申出により、ケアマネ又は地域包括支援センターが手続きすることとし、利用者に負担をかけないよう配慮しております。
3 岡崎市	一律に制限をかけるものではなく、医学的な判断等により特に必要である旨をケアマネージャーが判断した報告書を提出することで、貸与可能になっている。
4 一宮市	車いすについては、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合、適切なケアマネジメントにより利用は可能です。特殊寝台については、医師の医学的な所見に基づき必要と判断された場合、適切なケアマネジメントにより利用は可能です。
5 瀬戸市	一定の要件を満たす方につきましては利用することができますのでケアマネージャーの適切なケアプランに沿って利用していただいていると考えます。
6 半田市	日常生活を営むうえで支障がある方は、従来実施している福祉用具一時貸出事業にて対応しています。
7 春日井市	認定調査結果や適切なケアマネジメントにより現に必要な者には認められています。また、2007年度より、医師の所見に基づき福祉用具貸与が必要であると判断された場合、貸与が認められるよう制度が変更されたため、更なる利用が可能となりました。
8 豊川市	必要とみなされる条件を満たせば利用可能です。
9 津島市	2007年4月から国の方針通り実施しています。
10 碧南市	それぞれ必要と認められた方には引き続き利用できるものであり、給付費適正化の観点からも国の基準に沿った取扱いが必要なことと考えております。
11 刈谷市	国からも軽度者であることをもって、機械的にサービスの対象外とすることのないよう通知のあること、また、2007年4月からの福祉用具貸与にかかる部分の一部改正もありますので、制度の範囲内で真に福祉用具の貸与が必要と判断される場合までも、その利用について制限するものではないことをご理解いただきたいと思います。また、刈谷市におきましては、07年度から、独自施策として軽度者向けに、手すりを付属した介護支援ベッドの貸与利用料の補助事業を始めております。
12 豊田市	文書回答なし
13 安城市	認定調査による基本調査項目や、医師の医学的所見に基づきサービス担当者会議等で必要であると判断された場合は利用が認められています。
14 西尾市	国の方針に従って実施します。軽度者であっても状態像に応じ介護予防福祉用具の貸与が可能です。
15 蒲郡市	現状どおり
16 犬山市	軽度の方でも、状態により一定の条件に該当すれば保険給付の対象となりますので、ケアマネージャーなどを通じて周知に努め、相談に応じています。
17 常滑市	軽度者に対しては、自立支援に必要な観点から支給することになっており、軽度者においても一定条件により支給できるようになっています。
18 江南市	軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に基づき、ケアマネージャーがアセスメントをし、サービス担当者会議で必要と認められた方は、その旨を書類で提出していただき、市が必要と認められた方には貸与しています。2006年度67人(2006年8月～2007年3月)
19 小牧市	車いすに関しては、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断された場合に、介護ベッドについては市の書面等による確認ができた場合に、それぞれ例外給付を認めております。市としては、手続きにできるだけ時間がかからないようケアマネージャー等に対し、今後も適切な指導をまいります。

市町村名		実施状況
20	稲沢市	これまでどおり、貸与を認め、保険給付とする特例措置をとっております。その内容ですが、ケアマネージャー等のサービス担当者会議などで必要と判断されるとともに、主治医が必要と認めた場合には、所定の手続きをしていただければ、ベッド、車いすの貸与は認めることにしています。この承認期間は6ヵ月としており、継続して貸与を希望する方は、半年ごとに更新の手続きをとっていただくこととなります。
21	新城市	医師の医学的所見、サービス担当者の適切なケアマネジメントにより給付が必要と認められると市が確認した場合、例外的給付により実施しています。
22	東海市	2007年4月1日から運用の一部が見直しされたことに伴い、知多北部広域連合では、「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認書」(居宅(介護予防)サービス計画書、サービス担当者会議の記録及び福祉用具を必要とする理由が確認できる書類を添付)の提出をもって、貸与の要否の判断を行なうこととなりました。また、居宅介護支援事業所等へは、書類の作成にあたって、できるだけ容易な作成方法を周知しています。
23	大府市	同上
24	知多市	同上
25	知立市	福祉用具の貸与については、当面、国の「取扱通知」により対応していきます。
26	尾張旭市	2007年4月から厚生労働省の通知に基づき、条件を緩和しています。手続きについても、ケアマネージャーと連携を図りながら、利用者にとりなるべく簡便な方法で行うようにしており、本年度4～8月においては、9件の実績がありました。
27	高浜市	基本的に制度の枠組みの中で考えており、市独自のことは考えていない。
28	岩倉市	軽度者でもその状態像に応じて一定の条件に該当する人については、引き続き保険給付の対象となりますので、市独自の制度化は考えておりません。
29	豊明市	市で開催しているケアマネージャー会議で取り上げることで豊明市での利用者をお持ちのケアマネージャーに周知しております。申請の際も、改正時での設定された内容に基づいた豊明市独自の申請書がありますので、その申請書のとおり提出いただければ、と思います。福祉用具の給付が必要であると市が判断すれば、給付の対象となります。
30	日進市	国の取扱い基準に準じ実施しています。
31	田原市	一定の条件を満たし適切なケアマネジメントにおいて必要と判断されれば、貸与ができるものとした国のガイドラインが示されましたので、本市においても制度の趣旨に沿う運用をしていきたいと考えております。
32	愛西市	介護保険の趣旨を踏まえ、各ケアマネージャーにおいてもケアマネジメントの中で適正に評価し、福祉用具専門相談員と十分連携の上、適切なアセスメントのもとに適正なサービスを提供し給付の適正化をしていくことにより、保険給付の伸びが抑制され最終的に第1号被保険者の介護保険料の上昇が抑えられていくものと考えます。
33	清須市	国の指針に基づき該当するとの医師の所見があれば、申請に基づき認めています。
34	北名古屋市	介護保険制度での貸与が利用できない方については、市社会福祉協議会のサービスにより利用することができます。
35	弥富市	日常的に起き上がり、寝返り等が困難であると客観的に判断できる場合は利用対象となります。また、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの一部見直しもされております。
36	東郷町	福祉用具の貸与については、一定の要件を満たした場合、給付できる例外規定を設けております。
37	長久手町	国の制度により実施します。
38	豊山町	法令の範囲内で実施していきます。
39	春日町	独自の制度での継続利用は考えていませんが、利用者の状況等は十分に把握するようにしています。
40	大口町	該当しない方で、必要と認められる方につきましては、協議書の提出により貸与をしています。
41	扶桑町	福祉用具の貸与については、医師の意見や地域ケア会議(サービス担当者会議)等で検討し、真に必要な方に貸与しています。
42	七宝町	車いすについては、社会福祉協議会からの貸し出しがあります。また、ケアマネからの理由書1枚で貸与している。
43	美和町	個々の状況を考慮して対応している。

市町村名	実施状況
44 甚目寺町	医師の意見等により必要と認められる人については利用可能としている。
45 大治町	福祉用具については、便利だから利用するものではなく身体の状態に応じて必要と判断された場合に利用できるサービスである。ケアマネージャーが利用者自身の状況を判断した場合には、軽度者であっても適切なケアマネジメントにより利用することは可能である。今のところ手続きの変更は考えておりません。
46 蟹江町	法令どおり行っており、手続きは簡素だと考えています。
47 飛鳥村	回答なし
48 阿久比町	厚労省からの通知に従い、必要な場合は給付しています。
49 東浦町	東海市の回答と同じ
50 南知多町	軽度認定者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、国の通知に基づく例外に該当する者であるかを十分調査、検討していきます。なお、車いすについては、ケアマネージャーの意見を参考にし、特殊ベッドについては、ケアマネージャーや主治医に意見を参考にし必要な方には、利用できるようにしています。
51 美浜町	国の示している基準に基づき行っている。
52 武豊町	現行制度で実施していきます。
53 一色町	主治医等の判断により必要と判断されるものについては、貸与を認めている。
54 吉良町	必要な方については、理由書の提出により、利用できるよう考慮しています。
55 幡豆町	ケアマネの申請書提出にて行っている。
56 幸田町	軽度利用者の身体の状態等により、サービス担当者会議で必要と判断された方は利用できません。
57 三好町	文書回答なし
58 設楽町	必要と判断する場合は、サービス調整会議で審議し給付対象とし速やかに貸与する。
59 東栄町	必要な方には給付している。
60 豊根村	社会福祉協議会の単独事業により、対応しております。
62 小坂井町	一律で給付対象外にはなっておりません。町の基準を設け、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、ケアマネージャーからの必要書類提出のみで判定を行っています。